

第2次小郡市都市計画マスタープラン策定に係るパブリックコメント(意見募集)結果報告

1 意見募集期間

令和5年8月8日(火)から令和5年8月28日(月)まで

2 実施方法

第2次小郡市都市計画マスタープラン(案)を市ホームページ、市役所都市計画課、総合案内、あすてらす、生涯学習センター、各校区コミュニティセンターで閲覧可能とし、意見提出様式により意見募集を行った。

3 意見提出者数(意見数)

3名(意見数28項目)

4 意見の概要及び意見に対する市の考え方

No.		ページ	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	第2次都市計画マスタープラン	1-1	1-1策定の背景と目的について 国連が進めているSDGsの大きなコンセプトである「誰ひとり取り残さない」にのっとり、本プランも立案すべきだが、そのことへの言及がまったく記述されていない。上位計画の第6次小郡市総合振興計画(前期基本計画)にはSDGsの17のゴールが記述されており、本プランとの整合性に欠けるので、この点は記述すべきではないか。	本計画は、第6次小郡市総合振興計画の方針と整合を図るながら作成しているため、総合振興計画に掲げるSDGsの考え方も踏襲しているものです。今後、都市計画法や関係法令の趣旨と調整を図りながら、SDGsのコンセプト実現に向けた取組みを検討していきます。
2	第2次都市計画マスタープラン	2-15	災害リスクについて 洪水浸水想定区域は、市を縦断する宝満川周辺が中心であることから、市の西側と東側の浸水想定区域以外のエリアを2つの市街化拠点とし、西側を商業エリア、東側を産業エリアとして位置付け、浸水想定区域内の市街地は、浸水想定区域外への移転を考えるとどうか。そのうえで、特徴ある商業エリアの開発と、将来的に有望な産業の誘致を行いながら、大都市へのアクセスの良さを売りに小郡市をもっと発展させるような計画としてほしい。	ご意見のとおり、まちづくりを考えていく上で、安全性は重要な視点だと考えています。しかし、交通の利便性や、既存の市街地の状況等も考慮すると、市街地の移転は現実的ではないと考えています。 また、現状でも、宝満川の東側のエリアでは、筑後小郡IC周辺や、県道久留米筑紫野線沿線を、それらの利便性を生かし、産業を集積させるエリアと位置付けています。 ご理解いただきますようお願いいたします。
3	第2次都市計画マスタープラン	3-2	3-1土地利用に関する課題 (8)集落活力の再生について 若年層の人口流出の理由や、集落活性化の推進に、何が必要かの深掘りが出来ているのか非常に疑わしい。具体的な対策の立案の為に、真剣に考えて欲しい。 農業地域の保全と、人口流出歯止め化は日本全体の課題ですが、地域毎に対応策を考えていかないと、日本の国力の低下に歯止めがかからない。	人口流出・少子高齢化は全国共通の地方の課題でありながら、地域ごとに異なる実状や課題を抱えていると考えます。この問題は、総合振興計画や人口ビジョンの中で詳細な分析を行っており、本計画は、それらの計画とも整合を図りながら策定を行っています。 上位・関連計画や本計画の方針に則って、それぞれの地域の実状に応じた対策の検討に努めてまいります。
4	第2次都市計画マスタープラン	4-7	(1)都市の拠点について 魅力創出拠点の整備方針として、「広域からの誘客も可能な商業施設の誘致や生活利便施設、物流施設、製造・先端型産業の立地誘導により、魅力創出拠点の形成を図ります。」と記載があり、その区域は国道500号、県道本郷基山線、市道(旧県道)に囲まれた区域と図示されている。このことから、同区域内に進出が計画されている大型商業施設と同様の商業施設が、同区域内に建設できるものと理解してよいのか。建設ができない場合はその理由を示してほしい。	本計画はまちづくりの方向性までを示すものであり、新たに大型商業施設の立地を可能とするためには、福岡県が定める大規模商業施設の立地基準の他、関係法令の基準を満たす必要があります。 そのため、個別の建築行為の可否についてはお答えできません。ご理解いただきますようお願いいたします。
5	第2次都市計画マスタープラン	5-5	(5)産業用地ゾーンの土地利用方針について 「筑後小郡インターチェンジから北側の県道久留米筑紫野線沿道の干潟工業団地、干潟第2工業団地を含む筑後小郡インターチェンジ周辺地区」は、「松崎から乙隈までの立石校区全体にわたる筑後小郡インターチェンジ周辺地区」というふうに、範囲を広げて記述すべきだと思う。6-37ページの「産業用地ゾーン」の表示と整合性をとるべきではないか。	産業用地ゾーンは、県道久留米筑紫野線沿線を位置付けており、ご意見にあるように、松崎や乙隈の一部も含まれるものです。 この位置付けが沿道の一部の地域のみを対象としているような現在の表現を見直します。
6	第2次都市計画マスタープラン	5-9	バス交通網について 「宝満川左岸地域におけるデマンドタクシーの活用等、地域の実状に合わせた公共交通手段の検討を図ります。」は、「検討」ではなく、「拡大充実を図ります」としてほしい。例えば、立石校区では、「火・金・土」の3日間だけの実施にとどまっており、現状ではまだまだ不十分と思う。他の地区についても同様。	本計画は、方針を位置付けるものですので、現時点で、今のおごり相乗りタクシーの運行日数を拡大するというような記載はできません。 公共交通に関する取組みは、今後もより効果の高いものとなるよう、ニーズの調査を行いながら、検討を続けていきますので、ご提案の内容とは異なりますが、表現を一部見直します。

No.		ページ	意見の概要	意見に対する市の考え方
7	第2次都市計画マスタープラン	5-12	5-3公園・緑地の整備方針 (2)緑の保全に関する方針 市街化調整区域内の農地について 農地の集約や、大規模農業経営体の育成等は、非常に大きな労力が必要とされる取り組みだが、現在の小都市の農政を見ると、耕作放棄地が拡大している現状がある。インターチェンジ周辺の無秩序な開発を見ると、とても【農業経営基盤強化促進】を真剣に取り組んでいるとは思えないことから、具体的な農地集約計画や、大規模農業経営体の育成、若しくは農業企業体の誘致まで踏み込んで計画に記載してほしい。	本計画では、営農効率のよい優良な農地については、今後も保全することで、大規模な経営体への集約を図る方針としています。 都市計画マスタープランは、まちづくりの方針を位置付けるものであり、大規模な経営体の育成等のための具体策は、その分野の個別の計画等に位置付けられるべきものと考えます。 いただいた意見は担当部署と共有し、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
8	第2次都市計画マスタープラン	5-22	5-6防災・減災まちづくりの方針 (2)防災・減災の基盤整備の方針について 災害リスクの高い地区の開発抑制、安全な地区への居住移転の促進については、同意見だが、一方でP5-4では、生活拠点と定義した一部浸水エリアへの居住誘導を目指している。 既にインフラ投資しているエリアの有効活用に関しては異論はありませんが、少なくとも浸水想定エリアへの居住誘導は、行うべきではないと思う。	都市計画マスタープランに掲げる生活拠点は、すでにそのエリア周辺に居住する方の日常生活を支えることを目的としています。そのため、居住地の付近に設定することが不可欠であり、生命に危険が及ぶ可能性が高いような地域を含まないよう調整を行いながら、現在の地域を設定しています。ご理解いただきますようお願いいたします。
9	第2次都市計画マスタープラン	6-28	(1)立石地域の概況について 現在の都市計画マスタープラン(H30年第3版)の表現と同じであり、再考する必要があるのではないかと。	現行計画の策定時に比べ、産業系の土地利用が進んだ状況等を踏まえ、内容を再考します。
10	第2次都市計画マスタープラン	6-28	(1)立石地域の概況 ■地域の状況 人口について 人口の概況について、現在の都市計画マスタープラン(H30年第3版)の分析時より問題が深刻化している。	ご意見のとおり、人口減少・少子高齢化が加速している現状を受け、計画(案)の検討を行っています。
11	第2次都市計画マスタープラン	6-28 6-29	(1)立石地域の概況について 6-28ページの立石地域の概況「甘木線沿線地区以外では、一部に交通利便性の低いエリアも見られます」は、現状認識が大幅にずれていると思う。6-29ページ「交通利便性の低いエリアも一部見られるが、令和4年10月にデマンドタクシーの本格運用が開始され、公共交通の利便性が向上」についても、「一部」ではなく、立石校区全体が交通利便性が低い状況であり、現状把握が不足しているため、少なくとも「一部」は削除すべきだと思う。またコミュニティバスが廃止され、公共交通手段がゼロになった状態からは「利便性が向上」ではあるが、それは少しの向上であって、実質的な「向上」といえる状況にはまだ到達していない。「公共交通」ならびに「オンデマンド」は利用者が必要な時に利用できる状況でないといけない。もちろん四六時中身勝手に利用できるということではなく、合理的で効果的であるべきで、一定の利用限度が設定されるのは当然のことだと思う。	ご意見のとおり、概況の「一部」という表現は見直します。公共交通の利便性が満足ではない概況に則り、甘木線やおごり相乗りタクシーの利用状況を注視しながら、公共交通の内容充実を図るための検討を行っていきます。
12	第2次都市計画マスタープラン	6-29	災害リスクについて 2-15～2-21ページで示されているように、立石校区は宝満川周辺の一部地域を除いて、集落を始め大部分の地域は、洪水浸水の災害リスクが想定されない地域となっており、現状説明としてこの点もきちんと追加記述すべきだと思う。この点は他の校区・地区には見られない立石校区の突出した優位性のある地理的条件であり、住宅、工場、商業施設等の立地に最適な場所といえる。またこの点は、地域別構想の立石校区の構想に大きく影響するため、過去に立石校区が注目を浴びてこなかった実状に関わらず、立石校区に対する抜本的な発想の転換と計画立案が必要ではないかと。	ご意見のとおり、災害リスクについて地理的優位性を表現するよう記載を見直します。 また、本計画では、地理的優位性を生かした新たな視点として交流人口の拡大や新規居住地の整備を図る方針を記載しています。この方針に則って、今後の具体的な取り組みを行っていきます。
13	第2次都市計画マスタープラン	6-30	(2)住民意向 ①満足度・重要度について 現在の都市計画マスタープラン(H30年第3版)と同じような内容であり、再考する必要があるのではないかと。	アンケートの結果を総括したものであり、現状どおりの内容とさせていただきます。しかし、現行の計画と同じ課題を抱えており、課題の解決ができていないことは念頭におきながら、今後の施策を検討していきます。
14	第2次都市計画マスタープラン	6-33	(4)地域づくりの方針 ①地域づくりの目標(地域づくりのテーマ)について 現在、立石校区のまちづくり協議会で、立石校区の将来スローガンをまとめています。これに可能な限り合わせて下さい。	まちづくり協議会のスローガンを確認し、本計画のテーマの見直しを行います。
15	第2次都市計画マスタープラン	6-33	(4)地域づくりの方針 ②地域づくりの方針 1)土地利用の方針<魅力創出拠点>について 市街化区域への編入と合わせて「小都市立地適正化計画」における都市機能誘導区域等の設定を検討するとの記載がありますが、「小都市立地適正化計画」には、この地域の「都市機能誘導区域等の設定」の記載がありません。整合性を取って下さい	立地適正化計画は、現状の市街化区域の中で、コンパクトなまちづくりを行っていくことを方針とする計画です。その性質上、現状で市街地を形成していない地域について、ご意見のような記載を行うことは難しいと考えられます。 ご理解いただきますようお願いいたします。
16	第2次都市計画マスタープラン	6-33	(4)地域づくりの方針 ②地域づくりの方針 1)土地利用の方針<生活拠点>について 甘木鉄道の各駅周辺的生活拠点は、駅周辺にふさわしいまちづくりを推進し、住宅や生活利便施設の誘導を図るとともに都市計画手法を活用した都市基盤整備のコントロールを推進するとの記載があるが、具体的にはどんな手法が記載してほしい。	駅周辺のまちづくりの手法には、地区計画や区画整理事業、その他にも様々なものがありますが、地域の実状に応じて、幅広い検討を行うため、具体的な手法の記載はしていません。 なお、方針に関してわかりづらい表現を含んでいますので、一部修正を行います。

No.		ページ	意見の概要	意見に対する市の考え方
17	第2次都市計画マスタープラン	6-33	(4)地域づくりの方針 ①地域づくりの目標(地域づくりのテーマ)について 現在の都市計画マスタープラン(H30年第3版)と同じような内容であり、5年前と同じ取組みで現状の改善が可能なのか。	本計画は、福岡県の都市計画区域マスタープランの方針に即する必要がある、方針の抜本的な変更はできません。しかし、基本的な方向性は変えないものの、交通利便性を生かした生活利便性の向上や、交流人口の拡大を図るまちづくりを行うことを新しい視点として追加しています。今後はこの目標や各方針に則り、個別の施策を検討していきます。
18	第2次都市計画マスタープラン	6-33	(4)地域づくりの方針 ②地域づくりの方針 1)土地利用の方針<魅力創出拠点>について この方針は大きな新しい取組みになると思う。①地域づくりの目標に記載をしてほしい。	地域づくりの目標には、交通利便性を生かした生活利便性の向上や、交流人口の拡大を図るまちづくりを行うことを掲げており、ご意見の方針の基となる記載があります。現行どおりとすることをご理解いただきますようお願いします。
19	第2次都市計画マスタープラン	6-33	(4)地域づくりの方針 ②地域づくりの方針 1)土地利用の方針<生活拠点>について 都市基盤整備のコントロールとはどのようなものか分かりづらい。	ご意見のとおり分かりづらいため、表現を修正いたします。
20	第2次都市計画マスタープラン	6-33	(4)地域づくりの方針 ②地域づくりの方針 1)土地利用の方針<集落地>について 新規居住地区の整備とは、立石小・立石中周辺を含めた記載か、立地適正化計画(案)で示された居住誘導区域に限った記載か、どちらかわからない。また、現在の都市計画マスタープラン(H30年第3版)の取組みと何が違うのか。	ここという新規居住地区の整備は、立石小・中学校周辺を含めた記載です。
21	第2次都市計画マスタープラン	6-33	(4)地域づくりの方針 について ①地域づくりの目標の「甘木線の各駅を中心とした集落活力の再生を目指す」、<集落地>「公共施設が集積する立石小学校周辺は、…定住人口の受け皿づくりを図ります」、「花立区では、…」など、地区限定的な整備・開発が計画されているが、浸水リスクが少ない優位性を生かし、立石校区全体で、特に第34条指定がある地区は同時並行的に住宅誘導など集落活性化につながる施策を展開すべきと思う。地区計画が決定されていない地区については、地区計画の立案について、区長だけではなく各地区住民と打ち合わせながら、市役所が教示すべきと思う。地区住民に地区計画作成を投げかけても自前で立案できる人材は少ないと考えられるため、市役所の積極的な関わりが必要だと思う。	本計画では、すでに都市計画法第34条第12号に基づく区域を指定した地区においても、さらにきめ細かいまちづくり方針を定めた、地区計画の活用を検討していくことを位置付けています。 今後、各地域で段階的に取組みを進めていくこととなりますが、その際は、地域の皆さんと十分に話し合いながら、地区計画を立案していくよう努めます。
22	第2次都市計画マスタープラン	6-34	空白が多いため、6-33を工夫して再調整してほしい。	ご意見のとおり修正します。
23	第2次都市計画マスタープラン	6-35	(4)地域づくりの方針 ②地域づくりの方針 1)土地利用の方針<農地>について 5年前に比べ、耕作放棄地は増加しているが、5年前と同じ記載で改善できるのか。また、この5年間で実施した集落的優良農地の取組みはどんなものがあるのか。	ここではあくまで、土地利用の方針として、ほ場整備等を行った集落的な優良農地を保全することを記載しています。そのため、これまでほ場整備を行った農地に対して、開発を可能とするような都市計画の決定はしていません。 耕作放棄地の解消については、担当部署にご意見を共有し、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
24	第2次都市計画マスタープラン	6-37	③地域づくり方針図について 「<既存集落>地区計画によるきめ細かなまちづくり」については、立石校区で「地区計画によるまちづくり」が設定されていない地区については、早急に地区計画の立案について、市役所がリーダーシップをとって各地区に作成を呼びかけて、少なくともそれを希望する地区は早急に進めるべきだと思う。前第1次都市計画マスタープランの期間を含め、そのような市役所の積極的な呼びかけはなく、「既存集落の活力維持」はまったく進展しているとはいえない現状であり、本計画の20年もまた同じような経過をたどると想像される。本マスタープランで、立石校区の画期的な進展を目指して計画し、住民に大きな将来希望を与えていただくことが、本質的な集落の活性化につながると考える。	現行計画に基づき、立石校区では段階的に都市計画法第34条第12号の区域指定を行ってきました。 集落維持に向けた効果が十分に発揮されていない地区においては、地域からの要望等に応じて、地区計画を策定し、さらにきめ細かいまちづくり方針を定め、集落の維持に努めていきます。
25	第2次都市計画マスタープラン	7-3	(2)実現化のプログラムについて 農住共存集落地ゾーンの、「都市計画法第34条第12号に基づく区域指定や地区計画等の活用」の取り組みスケジュールは、立石校区全地区で取り組むべき課題で、5年ではなく、20年にわたって取り組むべきではないか。	ご意見のとおり見直します。
26	第2次都市計画マスタープラン	7-3	(2)実現化のプログラムについて 魅力創出拠点の、「筑後小郡IC周辺地区の土地区画整理事業等による計画的な土地利用、市街化区域編入の検討」は、「筑後小郡インターチェンジ周辺まちづくり構想」についての実現化プログラムを指していると思うが、「交流ゾーン」として飛び地の花立山を設定されているが、「コンパクト」な計画としては、とても非合理的でまったく理解できない。花立山をこの構想に加えるならば、花立山に隣接する花立、干潟、乙隈の3地区を加え、立石校区全体の構想とすべきと思う。もし、花立山を除外するならば、立石校区の第2次構想として花立山を中心とした花立、干潟、乙隈の3区の北部地域の整備構想を立案すべきだ。また、「筑後小郡インターチェンジ周辺まちづくり構想」では、新駅設置が計画されているが、現状の3つの駅で住宅開発には支障はないのではないと思う。新駅設置の莫大な費用を考えると、それこそ費用対効果はどのくらい大きいのか、はなはだ疑問に感じる。その予算は別の計画実現に向けるべきではないか。	立石地域の地域別構想では花立山(城山公園)を豊かな自然や歴史とふれあうレクリエーションの場として位置付けていて、地域資源の活用を行い交流人口の拡大による地域の活性化を図ることを目的とし、既存集落とは性質の異なるものです。 また、甘木鉄道の新駅については、魅力ある利便性の高い交流人口の中心となるものと考えています。新駅設置が効果の高いものとなるよう周辺のまちづくりと一体的に計画していきます。

No.		ページ	意見の概要	意見に対する市の考え方
27	第2次都市計画マスタープラン	7-5	(2)まちづくりの役割分担 ①市民の役割について この部分の記述は、ごくもったもな内容だが、「市民が積極的にまちづくりに参画する」ためには、大部分の市民の受身的姿勢から、能動的、積極的な姿勢への転換がまず必要だ。なぜ受身的な姿勢の市民が多いかと考えると、特に立石校区などに見られるように、役所にお任せ姿勢、任せた結果一向に進展しない現実をまえに、また取り残された感に置かれ続け、「どうせ言ってもだめだ」というあきらめ感が強く根付いていると思われる。このあきらめ感からの脱却が、共働のまちづくりににはまず必要で、そのためにはまず市民に将来希望を持たせる計画立案が有効だと思う。	本計画では、小郡市をさらに発展させていくため、新たな小郡市の魅力を創出していく方針を盛り込んでいます。 この計画を生かし、市民のみなさんに希望を持っていただけるような取組みを行っていきます。 また、ご意見は庁内全体に共有し、今後の計画立案の参考とさせていただきます。
28	第2次都市計画マスタープラン	7-6	(3)まちづくりへの市民参加に対する支援 について 例えば、市の各種事業計画が成案作成となる前に、市民との事前調整や市民への経過報告、意見交換などの情報共有など、もっときめ細かく対応し、市民の市役所に対する信頼感を向上させる努力も必要ではないか。現状の市報、ホームページ、SNSによるお知らせ、アンケート、ワークショップ、パブリックコメントなど、市役所も情報提供、情報共有に大きな努力をしていると思うが、現実的には市民の関心度の向上、積極的な参画はごくわずかであるのが現実のように思う。またこれらの手法に大部分の高齢者は対応できていないと思われる。これを転換するためには、従来の手法を点検評価し、どこをどうすれば改善可能なのか、市役所目線ではなく、市民目線で考えて手法を工夫していくことも必要だと考える。	本計画(案)の作成については、アンケートやワークショップ等、多くの市民の皆さんにご協力をいただいています。今後、計画に基づき具体的な取組みを行っていきますが、その際も、市民の皆さんと積極的な意見交換や情報提供を行うよう努めていきます。 また本市は、第6次総合振興計画でも、市民参画によるまちづくりを目標に掲げています。ご意見は庁内全体に共有し、今後の市の取組み全般の参考とさせていただきます。